包　括　委　任　状

平成　　年　　月　　日

私は，識別番号　１０００９５６１４（弁理士）越川　隆夫　氏
を以て代理人として下記事項を委任します。

記

１．すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標（防護標章）登録出願及び商標権（防護標章登録に基づく権利）存続期間更新登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
１．すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
１．すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
１．すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
１．すべての独立の意匠登録出願から類似意匠の意匠登録出願への変更
１．すべての類似意匠の意匠登録出願から独立の意匠登録出願への変更
１．すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
１．すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
１．すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願への変更
１．すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第４１条第１項又は実用新案法第８条第１項の規定による優先権の主張及びその取下げ
１．すべての実用新案登録に基づく特許法第４６条の２第１項の規定による特許出願
１．すべての特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続に関する請求の取下げ、申請の取下げ及び申立ての取下げ
１．すべての商標権存続期間更新登録の申請及び書換登録の申請
１．すべての特許に対する特許異議の申立て並びに実用新案登録及び商標（防護標章）登録に対する登録異議の申立てに関する手続
１．すべての特許、特許権の存続期間の延長登録、実用新案登録、意匠登録、商標登録、書換登録、防護標章登録及び商標（防護標章）更新登録に対する無効審判の請求に関する手続
１．すべての特許権及び実用新案権に関する訂正の審判の請求及びその取下げ
１．すべての商標登録に対する取消しの審判の請求に関する手続
１．すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、商標権（防護標章登録に基づく権利）存続期間更新登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
１．すべての特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する補正の却下の決定に対する審判の請求及びその取下げ
１．すべての他人の特許出願及び実用新案登録出願についての出願審査の請求並びに特許法施行規則第１３条の２の規定による情報の提供及び同規則第３１条の３の規定による事情説明書の提出（平成５年改正前実用新案法施行規則において準用する場合を含む。）
１．すべての他人の実用新案登録出願についての実用新案法施行規則第２２条の規定による刊行物の提出
１．すべての他人の商標登録出願についての商標法施行規則第１９条の規定による情報の提供
１．すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権、書換登録、防護標章登録に基づく権利、商標（防護標章）更新登録に関する無効審判の請求及びその取下げ
１．すべての他人の特許、実用新案登録及び商標（防護標章）登録に関する特許異議の申立て又は登録異議の申立て及びこれらの取下げ
１．すべての他人の商標権に関する商標登録の取消しの審判の請求及びこれらの取下げ
１．すべての他人の実用新案登録出願又は実用新案登録に関する実用新案技術評価の請求
１．上記手続に関する復代理人の選任及び解任

住所（居所）

氏名（名称）

代表者